

空売り規制の総合的な見直しについて (案)

- 現在、我が国においては上場株式等の空売りについて、恒久的措置として、
 - ①価格規制(原則金融商品取引所が直前に公表した価格以下の価格での空売りを禁止)
 - ②売付けが空売りであるか否かの別の明示・確認義務当面の時限的措置として、
 - ①売付けの際に株の手当てがなされていない空売り(Naked Short Selling)の禁止
 - ②発行済株式総数の原則0.25%以上の空売りポジションの報告・公表制度が講じられているところである。

- 今般、諸外国の規制の動向等を総合的に踏まえ、恒久的措置として概要以下の見直しを行うこととする。

1. 空売りポジション報告・公表制度の見直し

(1) 「時限」の枠組みの廃止

- 時限的措置として導入した空売りポジション報告・公表制度の「時限」の枠組みを廃止することとする。

(2) 報告・公表水準の変更(いわゆる Two Tier Model の導入)

- 空売り残高情報の報告が必要となる空売り残高割合(発行済株式総数に対する空売り残高数量の割合)の水準を0.2%以上とすることとする。

- 空売り残高情報の公表が行われることとなる空売り残高割合の水準を0.5%以上とすることとする。

- なお、空売り残高割合の計算は、次のとおりとすることとする。
 - ・ 空売り残高数量は、その日の取引終了後に保有する空売り残高数量を用いることとする。
 - ・ 発行済株式総数は、報告義務が発生した日の値を用いることとする。ただし、これが分からない場合には、直前期の有価証券報告書若しくは直近の四半期報告書若しくは半期報告書又は直近の商業登記簿に記載された発行済株式総数を用いても差し支えないものとする。

(3) 変更報告水準の新設

- 空売り残高情報の変更報告が必要となる空売り残高割合の水準を0.2%(報告水準)から0.1%刻みで設定することとし、空売り残高割合が0.2%を下回ったときについても、報告を義務付けることとする。また、公表後、空売り残高割合が0.5%を下回ったときについても、公表が行われることとする。

(4) 報告・公表方法の合理化

- 空売りポジションのうち、取引所取引によるもののみを区分して報告・公表する現行の枠組みを見直し、空売りポジション全体を報告・公表することとする。
- 空売りポジションの保有者が金融商品取引所の取引参加者を經由して空売り残高情報を金融商品取引所に報告し、金融商品取引所が公表することとする。
- 空売り残高情報の報告先について、報告・公表の対象となる有価証券が複数の金融商品取引所に上場されている場合には、取引参加者は主たる金融商品取引所に報告することとする。

(5) 報告・公表内容の拡充

- 報告・公表が必要となる空売り残高情報の内容については、現行どおり①商号、名称又は氏名、②住所又は所在地、③銘柄、④計算年月日、⑤残高数量・残高売買単位数、⑥残高割合とし、変更報告の場合には⑦前回報告時の計算年月日・残高割合の報告を加えることとする。
- 報告・公表情報の取扱いについては、上記の法令による枠組みに加え、空売りポジションの保有者から報告された空売り残高情報を個別に公表している現行の運用について、投資家の利便性の向上や不公正取引の抑止の観点から、例えば、一覧性のある形で公表するなど、空売り残高情報の公表を行う金融商品取引所と連携しつつ、実務上の工夫を図ることとする。

2. 価格規制の見直し

(1) トリガー方式への移行

- 価格規制については、常時規制がかかる現行の枠組みを見直し、空売りに係る有価証券の価格が一定の水準(前日終値と比較して10%以上低い価格)に達した段階で、規制(原則金融商品取引所が直近に公表した価格以下の価格での空売りを禁止)が適用される枠組み(トリガー方式)に移行することとする。

(2) 価格規制の適用期間

- 価格規制が適用される期間は、規制の適用開始時点から翌日の取引終了時点までとすることとする。

(3) 適用対象の拡充

- 私設取引システム(PTS)における取引(競売買方式、顧客注文対当方式及び売買気配提示方式に限る。)を、価格規制の対象に加えることとする。

3. 売付けの際に株の手当てがなされていない空売り(Naked Short Selling)の禁止の見直し

(1)「時限」の枠組みの廃止

- 時限的措置として導入した売付けの際に株の手当てがなされていない空売り(Naked Short Selling)の禁止の「時限」の枠組みを廃止し、恒久的な措置とすることとする。

(2)適用対象の拡充

- 私設取引システム(PTS)における取引(競売買方式、顧客注文対当方式及び売買気配提示方式に限る。)を、売付けの際に株の手当てがなされていない空売り(Naked Short Selling)の禁止の対象に加えることとする。

4. その他

(1)明示・確認義務、公募増資に関連する空売り規制の対象範囲の拡大

- 上記の見直しにあわせ、私設取引システム(PTS)における取引(競売買方式、顧客注文対当方式及び売買気配提示方式に限る。)についても、明示・確認義務、公募増資に関連する空売り規制の対象とすることとする。

(2)適用除外取引の見直し

- 適用除外取引については、現行の枠組みを参考にしつつ、
 - ① 今般の空売り規制の適用対象拡充に伴う対応
(例：金融商品取引所・私設取引システム(PTS)間での裁定取引を適用除外取引とする)
 - ② 上場商品の多様化への対応
(例：適用除外取引として一部ETFのみに認められているETFの交換・取得に係るつなぎ売り等をETF全般に拡充する)
 - ③ 規制の潜脱に利用されるおそれのある取引への対応
(例：実質的には、顧客の空売りの委託注文であるのに、これを証券会社の自己勘定による実売りであると見せかける等により、規制を免れる行為を規制する)
といった観点から、必要な見直しを行うこととする。

5. 実施時期

- 上記の見直しは、取引関係者の準備期間等を考慮し、本年11月を目途に実施することとする。なお、4月末に期限を迎える時限措置については、上記の見直しを実施するまでの間、延長することとする。

(以上)